

ひ た し  
日田市

しょう さべつ かいしょう  
障がいによる差別を解消し

だれ こころゆた く  
誰もが心豊かに暮らせる

じょうれい  
まちづくり条例

ひ た し だれ たが そんちょう きょうせい  
日田市では、誰もがお互いに尊重しあいながら共生する

おこな じょうれい せいてい  
まちづくりを行うため、条例を制定しました。



ひ た し  
日田市

# じょうらい ぽいんと 条例のポイント



イメージ・キャラクター  
ポップスくん

作者 大倉 薫さん  
(日田市在住)

しょう しゃ さべつてきと あつか ぎやくたい きんし  
障がい者への差別的取り扱いや虐待を禁止します。(第7条)

しょう ひと たい せいとう りゆう しょう りゆう しょう ひと ひと  
障がいのある人に対し、正当な理由もなく、障がいを理由に、障がいのある人をない人と  
くべつ せいげん  
区別したり、制限したりしてはいけません。また、どんな理由であれ、虐待はしてはいけません。

しょう しょう しゃ そうごりかい そくしん  
障がいや障がい者への相互理解を促進します。(第8条)

しょう ひと ちいき たが りかい ふか けんしゅう しょう ひと ひと  
障がいのある人と地域でお互いに理解を深める研修や、障がいのある人もない人も  
いっしょ こうりゅう  
一緒に交流ができ、お互いのことを知り合える機会を増やしていきます。

ごうりてきはいりよ ていきょう と く  
合理的配慮の提供に取り組みます。(第9条・第10条)

しょう ひと かぞく てだす ひつよう はいりよ いし つた ばあい ふたん  
障がいのある人やその家族から、手助けや必要な配慮について意思が伝えられた場合、負担  
おも はんい しょう おう ごうりてき たいおう ひつよう  
が重すぎない範囲で、障がいに応じて合理的な対応をする必要があります。

かいけつ しく つく  
トラブル解決の仕組みを作ります。(第11条～第17条)

しょう ひと かぞく さべつ ぎやくたい かん し そうだん  
障がいのある人やその家族は、差別や虐待に関することを市に相談することができます。  
ひつよう おう ひ た ししょう しゃさべつかいしょうちょうせいいいんかい せっち じよげんとう おこな てきとう  
必要に応じて、日田市障がい者差別解消調整委員会を設置し、助言等を行うことが適当と  
みと しちょう じよげん おこな  
認められたときは、市長は助言やあっせんを行います。

じよげん かんこく したが ばあい しめい かんこくないよう  
もし、助言や勧告に従わない場合は、氏名や勧告内容を  
こうひょう  
公表します。



# ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いとは

しょうがいのある人に対し、正当な理由もなく、しょうがいを理由として、次のような行為が禁止されています。

- × サービスや各種機会の提供を拒否する。
- × 場所や時間帯などを制限する。
- × しょうがいのない人にはつけない条件をつける。

正当な理由があると判断した場合は、しょうがいのある人にその理由を説明し、理解を得よう努めることが大切です。

## ぐたいてきじれい 《具体的事例》

- ◎ 車いすや盲導犬、介助者など、しょうがいにすることを理由にして、入店を拒否する。
- ◎ しょうがいがあることのみをもって、乗車できる場所や時間帯を制限する。
- ◎ しょうがいのある人に対し、しょうがいを理由とした誓約書の提出を求める。 など

# ごうりてきはいりよ 合理的配慮とは

しょうがいのある人から、社会的障壁を取り除くために、手助けや配慮を必要とする意思が伝えられたときに、しょうがいのない人と同じように活動できるように、負担が重すぎない範囲で、ルールや設備などの変更や調整を行うことをいいます。

## ぐたいてきじれい 《具体的事例》

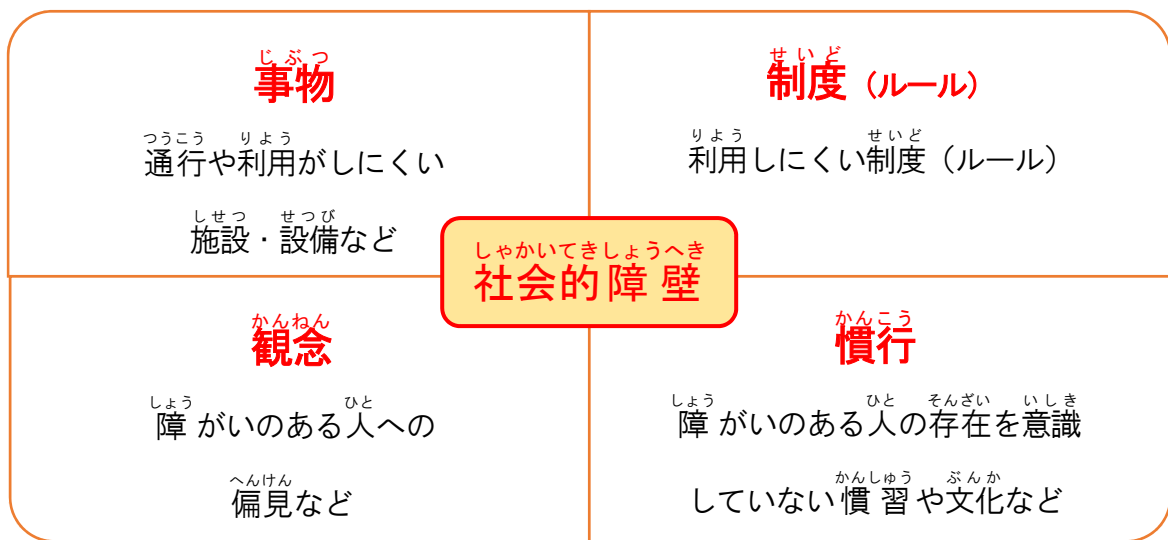
- ◎ 段差がある場合には、スロープなどを使って補助する。
- ◎ 高い所に陳列された物などを取って渡す。
- ◎ 筆談や読み上げなどして、分かりやすく説明する。
- ◎ 漢字にふりがなを振り、なじみのない外来語は避ける。
- ◎ お互いの意思を伝えるために絵やタブレット端末などを使う。
- ◎ しょうがいの特性に応じて座席を決める。 など



	さべつおよ ぎやくたい きんし 差別及び虐待の禁止	ごうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供
やくしょ こうてききかん はたら ひと 役所などの公的機関で働く人	ほうてきぎむ 法的義務	ほうてきぎむ 法的義務
かいしゃ みせ じぎょうしゃ しみん 会社やお店などの事業者・市民	ほうてきぎむ 法的義務	ほうてきぎむ 法的義務

★ **社会的障壁とは** ★

しょうがいのある人が、毎日の生活を送る上で支障となるような社会にあるバリア（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）をいいます。



◆ **相談・お問い合わせ窓口** ◆

○ **社会福祉課 障害福祉係 (市役所1階)**

でんわ  
電話 (0973) 22-8290 ファクス (0973) 22-8258

うけつけじかん  
受付時間 8:30~17:00 (土日祝日および年末年始を除く)

○ **日田市虐待防止センター「Be eすけっと」**

でんわ  
電話 (0973) 27-6251 ファクス (0973) 27-6250

うけつけじかん  
受付時間 24時間

○ **大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター**

でんわ  
電話・ファクス (097) 558-7005 (障がい者110番)

うけつけじかん  
受付時間 8:30~17:00 (土日祝日および年末年始を除く)